

## 2005年度（平成17年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2005年度（平成17年度）第2回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2005年（平成17年度）8月11日（木） 午前9時00分～10時35分  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員名

富田委員，塚本委員，石井委員，無漏田委員，坂本委員

### 4 説明のため出席した職員

建設管理部長，下水道部長，建築部長，水道局業務部長，水道局工務部長  
契約課長，技術検査課長，建設第1課長，建設第2課長，営繕課長，水道局経理課長

### 5 会議の概要

#### （1）前回の入札監視委員会の意見について

契約課長から次のとおり説明を行った。

「ブロック制の改善について検討してほしい。」という意見については，この2年間何度も議論していただいたところであり，本市としては，ブロック制を採用してきた経過やそのメリット等についても説明させていただいた。

入札・契約制度については，当委員会や市議会での議論を踏まえ，今年度，公募型指名競争入札の適用を拡大するなど改善を行っており，ブロック制のあり方についても，今後，入札・契約制度全体を見直す中で対応していきたいと考えている。

「不正行為があった場合のペナルティをもっと強化する必要があるのではないか。」という意見については，前回の委員会でも報告させていただいたが，贈賄及び独占禁止法違反等の不正行為に対するペナルティを強化するため，今年度，福山市建設工事等指名除外基準要綱の一部改正を行った。措置要件26項目中半数以上について，強化を図っている。鋼鉄製橋梁工事にかかる談合事件に対する国等の対応や，広島県の動向などを踏まえ，措置のあり方について検討したい。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づくガイドラインに従って，情報の公表や入札監視委員会の設置など，市が実施しているものと，未実施のものについて次回報告してほしい。」という意見については，本市では，地方公共団体に義務付けられた事項のすべてを実施している。

発注者が取り組むべきガイドラインについても，ほとんどの項目について実施しているが，次の項目については，実施していない。

入札の方法で、民間の技術提案を受け付ける「VE (Value Engineering)方式」や、価格以外の要素を評価して落札者を決定する「総合評価方式」は、現在導入していないが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、国、広島県及び県内の地方自治体とで地域協議会を設立し、品質確保に関する様々な取り組みの検討を行うこととしており、この中で総合評価方式についても検討していきたい。

ISOの活用に関しては、国において、昨年4月以降ISO取得を入札条件から除外した経緯があり、国や県などの動向を見極めながら、本市としての対応を検討していきたい。

(2) 抽出案件の選定理由について

石井委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から1件、公募型指名競争入札については、金額の大きいもので低入札の下水道工事を1件、指名競争入札は、落札率の高いものを2件、落札率の極めて低い低入札の対象工事を1件、計3件選定した。随意契約は、あまり議論の余地がない場合が多いため、今回は選定しなかった。

(3) 抽出案件の審議

- ア 中央ポンプ場築造工事(土木工事)
- イ 小口径管推進工事(国補第1工区)
- ウ 円形管埋設工事(国補第20工区)
- エ 円形管埋設工事(国補第22工区)
- オ 福山市立千年中学校校舎外壁他改修工事

アからオについて、契約担当課長又は工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 委員会の意見

予定価格を事前公表しない入札方法を検討してほしい。

(5) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況

アとイについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(6) 次回委員会の開催日程について

11月中旬頃に開催することとする。現在の委員の任期は、10月28日までのため、各委員の意向を確認し、今後の開催日程等については、事務局で調整する。

- ( 7 ) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について  
次回の事案の抽出は、本年7月から9月分を対象とする。

## 6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

### ( 1 ) 前回の入札監視委員会の意見について

Q 1 I S Oは効果がないから、入札条件から除外したのか。

A 1 国の対応であり、詳しいことは把握していない。本市では、現在まで取り入れていない。

### ( 2 ) 抽出案件の審議

ア 中央ポンプ場築造工事(土木工事)について

Q 2 予定価格に非常に近い金額で落札している。福山市以外の大手企業が入札したものはいつも落札率が高く、公正な競争が行われているとは思われない。市の方で落札率をもっと低く抑えるような工夫はできないか。

A 2 大規模な工事で、大手企業のJV工事として発注すると、落札率が94から95%に集中している実態がある。いかに競争性を発揮させるかということはあるが、現状では、入札の結果このような結果となっている。

Q 3 入札のときに求めている工事費内訳書の内容について、どのような特徴があったのか。民間工事の場合、このように違いがないことはない。必ず違いや特徴がでてくるはずである。

A 3 工事費内訳書の詳細な分析は行っていない。

Q 4 予定価格の事前公表を試行的に取りやめてみてはどうか。

A 4 予定価格の事前公表は、中核市35市中、34市が行っている。実施している都市は、公表後、落札率が低下している状況である。本市の予定価格の事前公表は、現在、試行しているものであり、この扱いについては検討していきたい。

Q 5 予定価格の事前公表の問題と併せて、入札に参加する者がわかってしまうのが問題であり、わからないようにすることが必要である。

A 5 条件付一般競争入札は、基本的にどこが参加しているかはわからない仕組みになっている。

Q 6 工事の発注予定の公表は、どのようにして行っているのか。鋼鉄製橋梁工事の場合、今年はこれだけ案件があるということで、受注者の割り振りをしていたと聞いている。

A 6 年間の工事の発注見通しについては、年度当初と10月に公表しており、具体的な詳細条件等は、その都度告示を行い公表している。

Q 7 この工事規模の場合は、単独の地元企業で施工できないのか。

A 7 本市で定めている工種別、等級別発注標準表では、土木一式工事の場合、設計金額が6億円以上の工事の場合は、Aランクの業者に発注することとしているが、市内には、土木一式工事のAランク業者はいない。また、本市の建設工事共同企業

- 体取扱要綱では、土木一式工事の場合、設計金額が3億円以上の工事については、原則として共同企業体に発注することとしているため、共同企業体方式で発注した。
- Q 8 入札者が5者しかなく、競争が制限されているのではないかと。条件が厳しすぎたのではないかと。
- A 8 今回は、工事の品質を確保する必要があることから業者に施工実績を求めたものである。対象業者が少なければ条件の変更もあるが、コリンズで今回と同様な施工実績を事前に調べたところ、対象業者が30数者あったので、条件をそのように設定した。結果として5者となったが、その原因はわからない。
- Q 9 共同企業体の形をとる限り、大規模な工事は今後も同様に推移すると思われるが、市としてそれで良いと考えているのか。
- A 9 今回の工事は、Aランクの大手ゼネコン単体に発注することも考えられるが、地元業者との共同企業体に発注しているのは、市として地場産業の育成及び技術者の育成について配慮したものである。
- Q 10 共同企業体方式の場合と、単独発注の場合とでは、経費率は変わるのか。
- A 10 経費率は、どちらの場合でも変わらない。
- Q 11 共同企業体方式にすると、情報が業界に漏れて話し合いを行いやすい状況が生まれるのではないかと。共同企業体方式の工事は、参加者がいつも少なく、落札率が高いことを奇異に感じる。共同企業体の構成員の数について、基準はあるのか。
- A 11 この工事は、本市の要綱により共同企業体方式で発注している。共同企業体の構成員を2社にするか3社にするかは、工事の規模や内容等により市の判断で決定している。
- 1 2 市の方では対応のしようがないことだとは思いますが、予定価格の事前公表をやめるとか何らかの手だてはできないのか。市の内部で十分な議論をお願いしたい。

#### イ 小口径管推進工事（国補第1工区）について

- Q 13 落札率が、52.4%と低い一方で、予定価格の98%で入札している業者がいるが、どのように考えたら良いのか。予定価格に問題はなかったのか。
- A 13 工事現場の近くの業者である4者が、低価格で入札している。高額で入札している理由はわかりかねる。予定価格については、国及び県の基準をもとに市で設定しており、予定価格が高止まりの原因とは考えていない。
- Q 14 北部地区の工事であっても、その地区以外の市内業者を指名すると、激しい競争になっているが、その原因をどのように考えているか。
- A 14 この案件は公募型指名競争入札で発注しており、北部地区以外の業者からも応募があったことにより競争性が高まったものと考えている。
- Q 15 競争原理が働いた好ましい入札である。公募型指名競争入札をできるだけ多く採用されるのが良い。公募型は、今回の発注工事一覧表で5件あったが、うち2件が共同企業体方式で落札率が高く、残り3件が単独での発注で落札率が低い。金額はあまり大きくないのに、どうして共同企業体方式としたのか。
- A 15 本市の建設工事共同企業体取扱要綱により、共同企業体での発注標準金額を

定めている。管工事は、設計金額1億5千万円以上、土木一式工事は、設計金額3億円以上について、共同企業体方式としている。伊勢丘陸橋補修・補強工事（市道港町伊勢丘線）については、3億円未満であるが、工事の特殊性から判断して共同企業体方式とした。

Q16 共同企業体方式にしたら、なぜ落札率が高くなるのか。

A16 共同企業体は、構成員が共同で新たな組織をつくり、この工事単独で利潤を出す必要があることから低くはならないと考えられる。

Q17 この工事の落札業者は、北部で多くの仕事をとっている。52.4%の低価格で入札した理由は何か。

A17 低入札価格調査制度による聴き取りを行った結果、下水道の推進工事の実績がほしかったこと及び下請業者からの協力が得られたため、その価格で入札したとのことであった。

ウ 円形管理設工事（国補第20工区）及びエ 円形管理設工事（国補第22工区）について

Q18 どちらの工事も、落札金額は高止まりとなっているが、指名業者の選定の経過を教えてほしい。評判の悪い業者が入っているのではないか。

A18 どちらも、建設業の許可及び経営事項審査を受けて市で資格認定を行った者のうち、第2ブロック内で対応等級がB・Cであるものの中から選定した。

19 ブロック制については、これまで何回も論議しているが、ブロック制を早急に改善した方が良い。

Q20 B - C等級となっているが、BランクとCランクの両方を入れても良いという基準があるのか。

A20 発注する工事の設計金額に対応する等級は、「工種別、等級別発注標準表」で定めている。土木一式工事の場合、Bランクは1千5百万円以上6億円未満、Cランクは400万円以上5千万円未満となっており、1千5百万円以上5千万円未満の金額帯は、BランクでもCランクでも指名できることとしている。

オ 福山市立千年中学校校舎外壁他改修工事について

Q21 指名業者は12者となっているが、対象業者は何者あるのか。

A21 建築一式工事における市内のBランク業者は、63者である。

Q22 業者選定のプロセスを教えてほしい。

A22 夏休み期間中に施工しなければならない特殊な事情があるため、同時期に発注する10件の工事の中で、施工場所からの距離や指名回数の平準化等を考慮して業者を選定した。指名業者については、工事担当課長が指名案を作成し、1千万円以上の案件については、建設工事指名業者審査会で審議している。

Q23 担当課長が指名案を作成するのは問題ないのか。通常は部下が資料を作成して、課長の決裁となるが、その方が望ましいのではないか。

A23 課長の専決事項となっている。どういう業者が指名業者となっているのかは

秘密にしているのです、現行の方法が良い。

Q 2 4 建設第 1 課発注のものは、概ね落札率が高いが、何か過去からのしごらみがあるのではないかと。指名案を課長一人で作成するのは、恣意的になるのではないかと。

A 2 4 業者選定については、市の規程等に基づき、担当課長が指名案を作成し、それを基に指名審査会において内容を審議している。審議によって、指名案が修正されるケースもある。例えば、工事を十数件まとめて発注する場合に、指名回数の調整などから指名業者を変更した例がある。

カ 全体について

Q 2 5 現在の委員での委員会の審議は、今回が最終回となる。この 2 年間の入札監視委員会について、福山市としての総括をお願いしたい。

A 2 5 2 0 0 3 年（平成 1 5 年）1 0 月 2 9 日に初回の委員会を開催して以来、今回まで 9 回委員会を開催していただいた。各委員には、本市の入札・契約制度について、熱心なご議論をいただき、また様々な貴重なご意見をいただいた。

本市では、入札監視委員会でのご意見を参考とさせていただくとともに、市議会での議論も踏まえ、入札・契約制度の改善に取り組んできた。具体的には、本年 4 月から、透明性の一層の向上、公正な競争の促進を図るとともに、入札参加者の参加意欲を反映し、受注機会を拡大するため、公募型指名競争入札の拡大試行を行っている。また、条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札について、設計図書の閲覧を廃止し、指定複写先での販売方式に変更した。

また、談合、贈賄、独占禁止法違反行為等に係る指名除外措置を強化するなど、本市建設工事等指名除外基準要綱の改正をした。

本年 7 月末日現在の公募型指名競争入札の拡大試行による落札率の状況は、前年度執行の同規模工事（建築一式工事は、設計金額が 7, 5 0 0 万円以上、1 0 億円未満、その他の工事は、設計金額が 5, 0 0 0 万円以上、1 0 億円未満）との比較で、前年度 5 6 件で 9 2 . 3 % であったのに対し、今年度 8 件で、8 0 . 6 % となっている。

4 カ月間という短い期間の比較であり、今後の落札率の推移を見る中で検証する必要があるが、現時点では受注意欲のある業者の参加が得られ、落札率も低下するなど一定の効果があつたと考えている。

国や県をはじめ、全国の地方自治体においても、入札・契約制度の適正化については、最重要課題と考え様々な取り組みがなされている。

本市においても、どのような方法が、透明性の向上や競争性の確保に有効であるのかについて、今後とも研究していく必要があるが、入札制度全般に係るチェック機能は、当委員会にかかっていると考えている。今後も引き続き、ご協力をお願いしたい。

2 6 入札監視委員会は、重要な役割を担っていると思うが、この場での検討には限界があり、何らかの工夫がなされないと改善の効果が上がらない。委員と市の上層部の方との対話の場を設けるなど、直接意見を言える機会を作っていただきたい。